

西桂町移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町が山梨県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び西桂町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、山梨県と共同して行う山梨県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から町内に移住した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は起業支援金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することに関し、山梨県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要綱（以下、県要綱という。）、西桂町補助金等交付規則（平成4年西桂町規則第3号、以下「規則」という。）及びその他法令等の定めるところによるほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏都市部 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県のうち、条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く）をいう。以下同じ。）を除いた区域をいう。
- (2) 東京23区 地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する特別区の区域をいう。
- (3) 転入 本町に住所を移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民登録することをいう。
- (4) 就業 県要綱第5移住支援事業及びマッチング支援事業2マッチング支援事業の規定に基づき登録された対象法人への就業をいう。
- (5) 起業 県要綱第6企業支援事業の規定に基づく起業をいう。
- (6) マッチングサイト 移住支援金の交付要件を満たす対象法人の求人情報を掲載する道府県が開設及び運営を行う情報サイトをいう。

(交付金額)

第3条 移住支援金の金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、該当各号に定めるところによる。

- (1) 単身世帯 60万円
- (2) 2人以上の世帯 100万円

(対象者要件)

第4条 移住支援金の交付対象者（以下「対象者」という。以下同じ。）は、次に掲げる各号の全て、かつ、次条に規定する要件を満たす者とし、対象者が、2人以上世帯（以下「世帯」という。以下同じ。）に属しているときには、これに加え第6条に規定する要件を満たす者とする。

- (1) 次の事項のいずれかに該当する者であること。
 - ア 転入の直前に、連続して5年以上、東京23区に在住していたこと。
 - イ 転入の直前に、連続して5年以上、東京圏都市部に在住し、かつ、住民票を移す3か月前の時点において、連続して5年以上、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区に通勤していたこと。
- (2) 第7条に規定する申請の日（以下「申請時」という。）から5年以上、町内に継続して居住する意思を有していること。
- (3) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (4) 平成31年4月1日以降に転入したこと（対象者が世帯に属しているときは、世帯員全員も同様であること。以下本条において同じ。）。
- (5) 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。
- (6) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (7) 世帯の全員が、市区町村の住民税等を滞納していない世帯

(就職又は起業に関する要件)

第5条 転入後に就職又は起業する場合の要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 就職に関する要件は、次の掲げる事業の全てを満たすこと。
 - ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏の条件不利地域に所在すること。
 - イ 就業先が、マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載している求人であること。
 - ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
 - エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
 - オ 当該求人への応募日が、マッチングサイトに移住支援金の対象求人として掲載された日以降であること。
 - カ 就職先の法人に、移住支給金の申請時から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(2) 起業に関する要件は、県要綱第6の規定に基づく起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を1年以内に受けていること。

(世帯の転入に関する要件)

第6条 対象者が世帯に属する場合の要件は、対象者を含む2人以上の世帯員が、転入前の在住地において同一世帯に属し、かつ、新生児に同一世帯に属していること。

(交付申請)

第7条 移住支援金の対象者が交付金を受けようとするときは、西桂町移住支援金申請書（様式第1号）及び本人確認書類に加え、第4条及び第5条の要件を満たすことを証する書類（就業先の就業（予定）証明書（様式第2号）を含む。）を添付し、町長に申請をしなければならない。又、対象者が世帯に属しているときには、これに加え前条の要件を満たすことを証する書類も同様に添付し、町長に申請しなければならない。

(交付決定等)

第8条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することの適否を決定し、速やかに西桂町移住支援金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知する。

- 2 町長は、申請の際に提出される添付書類の内容をもって、規則第10条に規定する実績報告書の提出があったものとみなす。
- 3 第1項に規定する交付決定通知書は、規則第5条に規定する交付額の決定を兼ねるものとする。

(支援金の交付)

第9条 交付金の支払いを受けようとする者は、前条の規定による通知を受けた後、速やかに西桂町移住支援金請求書（様式第4号）を提出しなければならない。町長は、申請時から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

(交付決定通知書の再交付)

第10条 申請者が支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、西桂町移住支援金交付決定通知書再交付願（様式第5号。以下「再交付願」という。）を町長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第11条 町長は、前項に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに西桂町移住支援金交付決定通知書〔再交付〕（様式第6号）により、申請者に交付する。

(報告及び立入調査)

第12条 山梨県及び町は、山梨県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、山梨県移住支援事業に関する報告及び立入調査を申請者並びに関連する雇用企業等に求めることができる。

(返還請求)

第13条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、申請者の病気等のやむを得ない事情があるものとして山梨県及び町が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

虚偽の申請等をした場合

移住支援金の申請日から3年未満に町から転出した場合

移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に町から転出した場合

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、山梨県と町が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限りその効力を失う。ただし、この告示に基づき交付決定された補助金については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

様式第 1 号 (第 7 条関係)

西桂町移住支援金申請書

年 月 日

西桂町長 様

年度において、西桂町移住支援金の交付を受けたいので、西桂町移住支援金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1. 申請者

フリガナ		性別	生年月日
氏 名	⑩		年 月 日
住 所	〒		
E-mail		電話 番号	

2. 移住支援金の内容

単身・世帯の別 (○で囲む)	単身 ・ 世帯	世帯の場合、その人数 (申請者は除いた人数)	人
-------------------	---------	---------------------------	---

3. 各種確認事項

私は、申請日から 5 年以上継続して西桂町に居住する意思があります。		はい・いいえ
私及び世帯員は、暴力団等の反社会的勢力又は同勢力と関係を有する者ではありません。		はい・いいえ
就業 の 場 合	私は、就業先法人の代表者又は取締役などの経営を担う者と、3 親等以内の親族に該当する者ではありません。	はい・いいえ
	私は、就業先法人に申請日から 5 年以上継続して勤務する意思があります。	はい・いいえ
私及び世帯員の個人情報について、山梨県及び西桂町が定める個人情報保護条例等の規定に基づき活用されることに同意します。		はい・いいえ
私は、支援金交付要綱第 12 条に基づく報告及び立入調査や、同要綱第 13 条に基づく支援金の返還を求められた場合、それに応じます。		はい・いいえ
私は、西桂町が支援金を交付するにあたり、私及び世帯員の税情報について交付金担当事務局が確認することを承諾します。		はい・いいえ

(裏面)

4. 添付書類

添付書類項目	確認欄 (レ点)	
本人確認書類の写し ※下記「5. 公的身分証明書について」をご覧ください。		
戸籍謄本		
戸籍の附票		
西桂町転入後の世帯全員の住民票		
西桂町転入前に勤務していた企業等の退職証明書 (勤務年数のわかるもの)		
※【外国人の方の場合】在留カード又は特別永住者証明書の写し		
上記書類に加え どちらか一つ	① 転入後就業した場合の添付書類	
	就業(予定)証明書(様式第2号)	
	② 転入後起業した場合の添付書類	
山梨県の発行する起業支援金の交付決定通知書の写し		

5. 公的身分証明書について

本人確認に使用する公的な身分証明書は、下記のものとなります。

■ 1点のみで良いもの	
・運転免許証 ・パスポート ・写真付き住民基本台帳カード ・マイナンバーカード(通知カード不可) 等	
■ 2点必要なもの(AとBから1点ずつ、又はAから2点)	
A	・健康保険被保険者証 ・国民健康保険被保険者証 ・その他被保険者証 ・国民年金手帳 ・厚生年金保険年金手帳 ・その他年金手帳、証書
B	・学生証(写真付き) ・会社等の身分証明書(写真付き) ・国、県、市町村等が発行する資格証明書

様式第2号（第7条関係）

就業（予定）証明書

年 月 日

西桂町長 様

就業事業者 所在地

事業者名

印

代表者名

電 話

担 当 者

就業（予定）証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
掲載されているマッチングサイトの名称	
マッチングサイトにおける求人管理番号	
就業年月日	
求人応募受付年月日	
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用 ・ それ以外の雇用形態
勤務者と事業者の代表又は取締役などの経営を担う者との関係	3 親等以内の親族に該当しない ・ 3 親等以内

西桂町移住支援金交付事業に係る事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を山梨県及び西桂町の求めに応じて、山梨県及び西桂町に提供することについて勤務者の同意を得ています。

（注）申請者が事業者に発行を依頼すること。

申請者が申請前に別途山梨県が指定する機関による確認を受けること。

山梨県確認印

様

西桂町長

西桂町移住支援金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度西桂町移住支援金については、次のとおり決定したので、西桂町移住支援金交付要綱第8条の規定により通知します。

また、この通知は西桂町補助金等交付規則（平成4年西桂町規則第3号）第5条に規定する交付額の決定を兼ねるものです。

記

- 1 決定内容 交付 ・ 不交付
- 2 移住支援金の交付決定額 金 _____ 円
- 3 交付の条件
- 4 不交付の理由

様式第4号 (第9条関係)

年 月 日

西桂町長 様

住所

氏名

印

西桂町移住支援金請求書

年 月 日 第 号により交付決定通知 (額の決定) のあった移住支援金について、下記金額を交付されますよう請求いたします。

記

請求額

円

振込先情報

金融機関名称	銀行 信用組合 信用金庫 農協			本店 支店
口座種別	普通・当座	口座番号		
フリガナ				
口座名義				

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

西桂町長 様

住所

氏名

印

西桂町移住支援金交付決定通知書再交付願

年 月 日付 第 号にて交付決定のあった西桂町移住支援交付決定通知書について紛失しましたので、西桂町移住支援金交付要綱第10条の規定により再交付をお願いします。なお、再交付後、西桂町移住支援金交付決定通知書が発見された場合は速やかに返却するものとしします。

記

1. 紛失理由
2. 紛失年月日
3. 備考

第 号
年 月 日

様

西桂町長

西桂町移住支援金交付決定通知書〔再交付〕

年 月 日付けで再交付願のあった 年度西桂町移住支援金については、次のとおり再交付することと認めたので、西桂町移住支援金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

- 1 決定内容 交付
- 2 移住支援金の交付決定額 金 _____ 円
- 3 交付の条件